

徳島県告示第四百三十五号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり第一種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和七年八月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 指定の効力が失われた区域

美馬市木屋平字谷口一九七の一、三六一の一、三六二、三六三の一、三九八の一、三九八の二、四一八、四二二の一、四二二の二、四三八及び四三九、字太合三三の一、三六の一、四五の二、四六の一、四七の一、六三から六五まで、七五の一から七五の三まで、一〇〇の二、一二八、一二九、一三三の三、一六三、一六六、一六七、三〇二の一、六三三の一、六三三の三、六三三の四、六三三、七三六、七三七、七五〇、八五二の二、八五七、八五九、八八一及び八九〇の一並びに字太合力ケ四一三の三、四二五の一及び四二六の一

二 指定の効力が失われた日

令和七年七月二十九日